

第15回自治基本条例策定検討町民会議記録（第1グループ）

町民会議：三津橋英実、我孫子洋昌、古屋寛子、今井宏

職員 P：斉藤主査（欠席：堀北主幹）

事務局：長岡主幹（欠席：羽場主任）

第5章 行政組織

第18条 ニセコ町の表現の方が解りやすいのではなか。

第19条

- ・第2項、第3項の主語は「町長」
- ・第2項「行うにあたって」、「を職員が共通認識し」を削り簡単にする。
- ・第3項「庁内に」を削る。

第20条

- ・第1項、第2項の主語は「町長」
- ・第3項はこのまま（職員の能力向上）に残す。ただし、「政策能力」には広い意味が込められていると思うが限定的な感じがする。

第21条

- ・第21条の内容について第3章町民参加の章の内容と重複しないように表現していく。
- ・第4項 「審議会等の会議、会議録は原則として公開します。」

第7章 公正と信頼の確保

第22条

- ・「処分、不利益処分、行政指導、届出等」 ⇔ 「許可、不許可、取消、指導、届出等」に表現を変えたほうが町民に解りやすい。（処分はなじみが薄い）
「基準及び手続きを定め」を「基準及び手続きを明らかにし」に変える。
- ・第3項に次の事項を加える。
町民は行政手続に関する措置に不服があるときは、異義を申し立てることができる。

第23条

- ・第2項「要望、意見」は削る。
- ・第3項はどちらかと言えば町民参加に属するので削る。

第24条 次のように変更してはどうか

- ・ 題名を（政治倫理）
- ・ 第1項 町長は、その地位の重さを自覚し、常に町民の信頼の確保に努めます。
- ・ 第2項 町は、町長に対する町民の信頼の確保を図るため町長の資産の公開等に関し、必要な事項を別に定めます。
（議会も必要ではないか）

第25条 次のように変更してはどうか

- ・ 題名を（職員倫理）
- ・ 第1項 町の職員は公務員として自覚し、公務に対する町民の信頼を高めるよう努めます。
- ・ 第2項 町長は、公務に対する町民の信頼を高めるため町の職員の倫理に関し別に定めます。

第15回自治基本条例策定検討町民会議記録（第2グループ）

町民委員～川島里美、小日向昭、小倉龍生

職員 P～武田主幹、高橋主査（欠席～今井主査）

事務局～田村主査、蓑島主事

【第18条 意思決定の明確化】

- ・意思決定の公表をどの段階で行うか明確にした方がよい。
- ・町民参加により決まっていた過程を公表するという、いつどこで誰が決めたのか
- ・公表は決定までの過程において、ポイントごとに必要ではないか。
- ・2項に公表する責務を設け明確にする方法もある。
- ・公表する時期など規定しておかないと行政の中でもわからないのではないか。
- ・行政の対応のバラツキを無くすため明らかにする必要がある。

【第19条 組織体制】

- ・課題の職員が共有することは難しいのではないが、大きい部分は必要だが、細かいところまでは無理ではないか。
- ・情報の共有ができていないのが現状、最低限の情報を共有する必要がある。
- ・地域担当職員などは常識的なことを知っておかなくてはならない、そのためには情報共有が必要。
- ・第18条で意思決定の公表があることから、（この項目、条かどうかは別として）意思決定機関の位置づけを明確にすべき。
- ・2項、3項の「検討組織」とはどういうものか、課長会議やグループ長会議を指すのであれば明記してはどうか。

【第20条 職員の能力の向上】

- ・3項の「政策能力」とはどういう事か、この表現でよいか。
- ・3項は職員の責務へ 全委員了解
- ・1項の「研修体制の充実を図る」を削除し、「町は、職員の政策能力の向上を図る。」として2項で必要な支援を行うという形がよいのではないか。 全委員了解

【第21条 審議会等】

- ・1項の「町民、学識経験者等の意見を町政に反映」とあるが、学識経験者（大学教授）はアドバイザー的なもので、意見を町政に反映する訳ではないので削除してもよい。
「町民」の定義が「下川に関わりある人」も含めるのであれば「町民」の中で解釈する方法もある。
- ・2項の「設置目的に応じて委員公募」とあるが、前の第10条にあった「法令等の規定

により公募に適さない場合を除き委員を公募」とした方がよい。

- ・ 4項で原則、会議の公開とあるが、公開できない審議会とはどのようなものか、無いのであれば、町民の意見を町政に反映させる審議会であり全て公開できるのではないか。
- ・ 「原則」を使うのであれば、規定を定める必要がある。
- ・ 個別の審議会条例で公開、未公開の規定が必要かもしれない。
- ・ 「情報公開」の中で明記する方法もある。

第15回自治基本条例策定検討町民会議記録（第3グループ）

町民会議：濱下伸一郎、押田志穂（欠席：西村和樹）

職員 P：市田主査、大野主任（欠席：栗原主査）

事務局：総務課長、木原主査

「第18条 意思決定の明確化」

- ・後段の「過程を明らかにします。」とあるが、具体的にどのような方法で明らかにするのかという方法が必要ではないのか。
- ・具体的に書くよりも、色々なケースがあるから、住民に分かりやすい方法を選択していけばいいのではないのか。

「第19条 組織体制」

- ・現在、定期的な会議は開催しているのか。
- ・課長会議も定期的ではなく、必要に応じて開催している。
- ・第2項の条文では、恒常的な会議の開催を書いているとは読みとれない。
- ・もう少し具体的な表現にした方がいい。
- ・第3項の「横断的な検討組織」は、神原先生と同様に「プロジェクト」と表現した方がいいのではないのか。

「第20条 職員の能力の向上」

- ・職員の研修というのは非常に大事。
- ・第1項の後段は「研修体制を充実します。」に変えた方がすっきりする。
- ・第1項の一般的な基礎研修の他に、例えば、下川なら林業ことを学ぶとか、そういった町のことを知るような独自の研修も必要ではないのか。
- ・町民からすれば、職員は担当など関係なく町のことはみんな知っていると思っている。
- ・職員みんなが広く町のことを知っておく必要があると思うので、そういった独自の研修は必要。

「第21条 審議会等」

- ・町民の人材登録のような制度があって、それぞれが得意分野で登録していれば、選任する時にも、そのリストの中から選べるのではないのか。
- ・第4項の会議の公開というのは、現状で考えると、会議日程もギリギリに決めたりするので、住民周知ができない。可能なのか。
- ・事前に決まっているものは、広報でお知らせし、それに間に合わないものは、情報公開の時に話が出ていたが、公区会館前などに掲示板を設置し、行政情報としてそこに張り出すなどして対応するしかないのでは。それは、制度の中で検討した方がいい。

「第22条 行政手続」

- ・手続きを定めるのはいいのだが、規定どおりに実施しなかった場合はどうするのか。できませんでしたでは済まない。そういったものの研修も充実しなければいけない。

自治基本条例検討素案

第5章 行政組織

(意思決定の明確化)

第18条 町は、施策及び事務執行の内容を町民に理解されるよう、町政に関する意思決定の過程を明らかにします。

(組織体制)

第19条 町の組織は、効率的で機能的なものであると同時に、社会情勢の変化や町政運営の課題に応じ、的確に対応できるよう常に見直しを行います。

2 町は、町政運営を行うにあたっての課題を職員が共通認識し、解決するため、検討組織を設置します。

3 町長は、町政の戦略的な政策課題を調査、研究及び検討するために、必要に応じて、期限を定めて課題ごとに庁内に横断的な検討組織を設置します。

(職員の能力の向上)

第20条 町は、職員の政策能力の向上を図るため、研修体制の充実を図ります。

2 町は、職員自らの意思により実施する自己研鑽のための研修等に対し、必要な支援を行うよう努めます。

3 職員は、地域課題に的確に対応するため、政策能力の向上に努めます。

(審議会等)

第21条 町は、町民、学識経験者等の意見を町政に反映させるため、審議会、町民会議等(以下「審議会等」といいます。)を設置することができます。

2 町は、前項の規定により審議会等を設置し、委員を選任するにあたっては、設置目的に応じて委員を公募します。

3 審議会等の設置及び委員の公募の方法は別に定めます。

4 審議会等の会議は、原則として公開とし、会議録については、原則として公表します。

自治基本条例検討素案

第7章 公正と信頼の確保

(行政手続)

第22条 町は、町民の権利利益の保護を図るため、申請に対する処分、不利益処分、行政指導、届出等に関する基準及び手続きを定め、透明で公正な行政手続を行います。

2 行政手続に関し必要な事項は、別に定めます。

(説明・応答責任等)

第23条 町は、公正で開かれた町政を推進するため、町政に関して、町民に積極的に説明する責任を果たします。

2 町は、町民からの要望、意見、苦情等(以下「要望等」といいます。)があったときは、迅速で誠実に対応します。

3 町は、町民からの要望等の内容を精査したうえで、町政に反映するよう努めます。

(政治倫理に関する条例)

第24条 町は、町民の代表者である町長に対する町民の信頼の確保を図るため、別に町長の政治倫理に関する条例を制定して、資産の公開等に必要な事項を定めます。

(職員倫理に関する規程)

第25条 町は、町の職員の公務員としての自覚を促し、公務に対する町民の信頼の確保を図るため、別に町の職員倫理に関する事項を定めます。

(職員の人事等に関する公表)

第26条 町は、人事行政の運営等に関して、公正性や透明性を高めるため、職員の人事、給与、勤務条件、定員管理、懲戒処分等の状況を分かりやすく公表します。